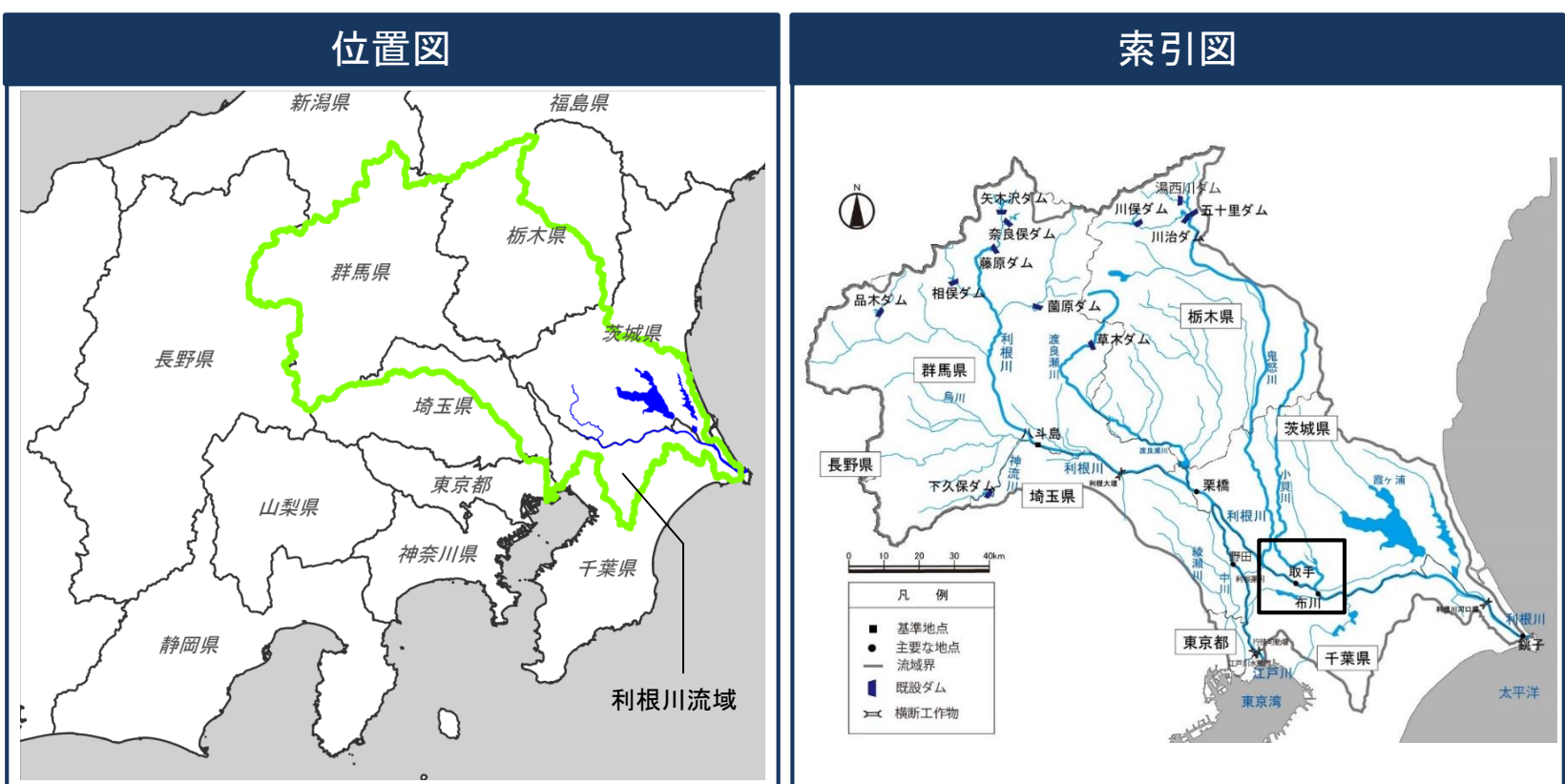
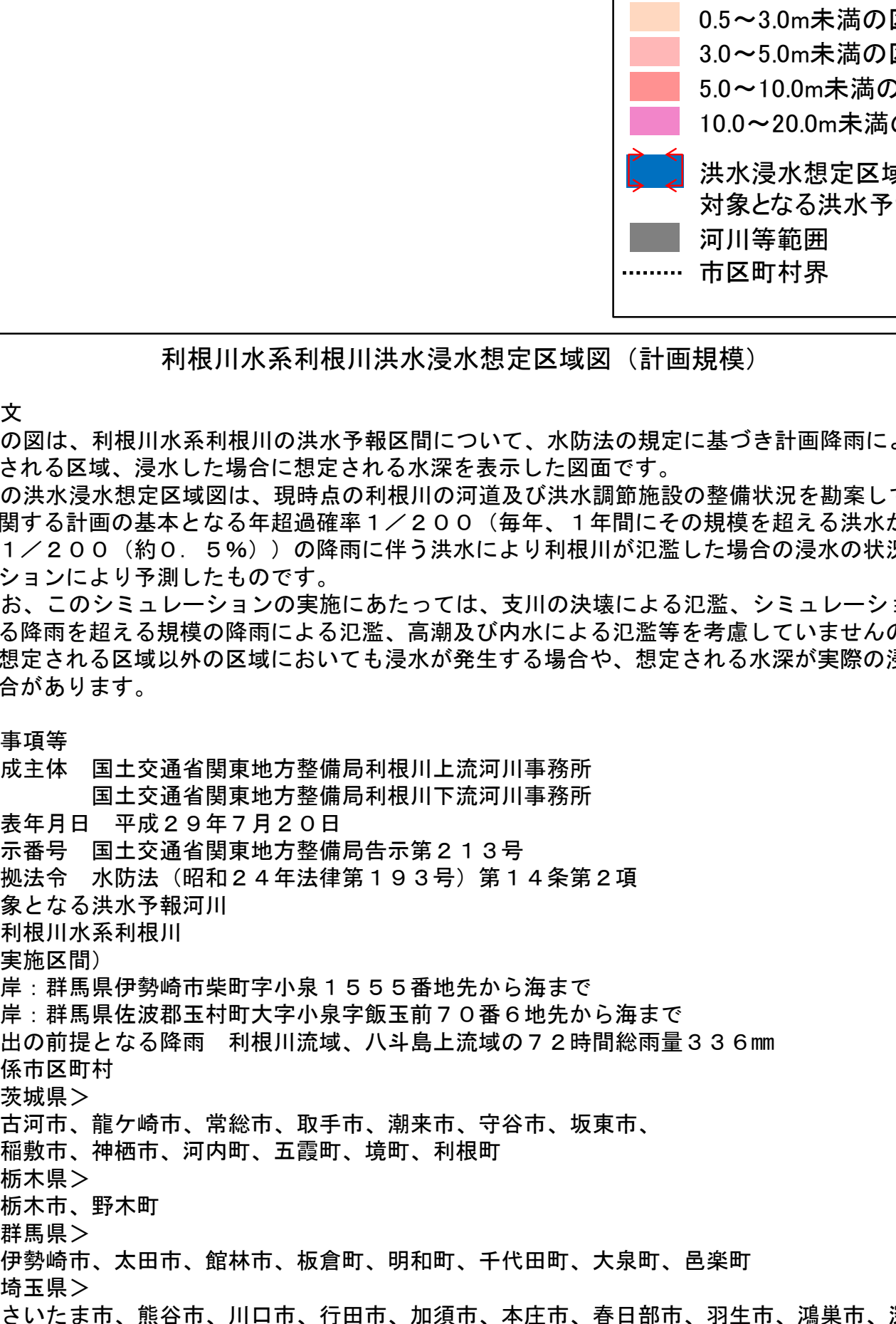


取手市



- | 凡 例 | |
|--|-------------------------|
| 浸水した場合に予想される水深
(ランク別) | |
| | 0.0～0.5m未満の区間 |
| | 0.5～3.0m未満の区間 |
| | 3.0～5.0m未満の区間 |
| | 5.0～10.0m未満の区間 |
| | 10.0～20.0m未満の区間 |
|  | 洪水浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川 |
| | 河川等範囲 |
| | 市区町村界 |

利根川水系利根川洪水浸水想定区域図（計画規模）



1 説明文

(1) この図は、利根川水系利根川の洪水予報区間について、水防法の規定に基づき計画降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

(2) この洪水浸水想定区域図は、現時点の利根川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率 $1/200$ （毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が $1/200$ （約0.5%））の降雨に伴う洪水により利根川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この浸水が想定される区域以外の区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所

(2) 公表年月日 平成29年7月20日

(3) 告示番号 国土交通省関東地方整備局告示第213号

(4) 根拠法令 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項

(5) 対象となる洪水予報河川
・利根川水系利根川
（実施区間）
左岸：群馬県伊勢崎市柴町字小泉1555番地先から海まで
右岸：群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前70番6地先から海まで

(6) 算出の前提となる降雨 利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量336mm

(7) 関係市区町村

<茨城県>
古河市、龍ヶ崎市、常総市、取手市、潮来市、守谷市、坂東市、
稲敷市、神栖市、河内町、五霞町、境町、利根町

<栃木県>
栃木市、野木町

<群馬県>
伊勢崎市、太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

<埼玉県>
さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、本庄市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、
上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、
吉川市、白岡市、伊奈町、上里町、宮代町、杉戸町、松伏町

<千葉県>
銚子市、野田市、成田市、佐倉市、柏市、八千代市、我孫子市、四街道市、印西市、白井市、
香取市、酒々井町、采田町、神崎町、東庄町

<東京都>
足立区、葛飾区、江戸川区

※「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。（承認番号 平29情複、第292号）」
A1判出力時は1：50,000、A3判出力時は1：100,000